

富山県カーボンニュートラル推進本部設置要綱

(目的)

第1条 本県におけるカーボンニュートラルの実現に向けた取組みを総合的かつ横断的に推進するため、富山県カーボンニュートラル推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 富山県カーボンニュートラル戦略の改定及び推進に関すること。
- (2) その他本部長が必要と認める事項に関すること

(本部)

第3条 本部は、本部長、本部長代理、副本部長及び本部員をもって組織し、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 本部長は本部の業務を総理する。
- 3 本部長代理は、本部長を補佐し、本部長が不在のときはその職務を代理する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐する。
- 5 本部長は、本部の会議を招集し、その議長となる。
- 6 本部長は、必要に応じて本部の会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事会)

第4条 本部の運営を円滑に行うため、本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織し、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 幹事長は、幹事会の会議を招集し、その議長となる。
- 4 幹事長は、必要に応じて幹事会の会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第5条 個別事項について検討を行うため、必要に応じ本部に部会を置くことができる。

- 2 部会の構成員、職務その他必要な事項は、本部において定める。

(事務局)

第6条 本部及び幹事会の事務を処理するため、知事政策局政策推進室内に事務局を置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他の事項は、必要に応じて本部長が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年12月7日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月3日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1

区 分	職 名
本部長	知事
本部長代理	副知事（知事政策局担当）
副本部長	副知事（知事政策局担当以外）
本部員	教育長 警察本部長 知事政策局長 危機管理局長 地方創生局長 観光推進局長 交通政策局長 経営管理部長 生活環境文化部長 厚生部長 商工労働部長 農林水産部長 土木部長 会計管理者 企業局長

別表 2

区 分	職 名
幹事長	知事政策局長
幹事	教育委員会教育企画課長 警察本部警務課長 知事政策局総合政策課長 危機管理局危機管理課長 地方創生局ワンチームとやま推進室地域振興課長 観光推進局観光振興室観光戦略課長 交通政策局地域交通・新幹線政策室交通戦略企画課長 経営管理部人事企画室人事課長 生活環境文化部県民生活課長 厚生部厚生企画課長 商工労働部成長産業推進室商工企画課長 農林水産部農林水産企画課長 土木部管理課長 出納局出納課長 企業局経営管理課長